

漁協積立定期貯金Ⅰ型

商品名	・漁協積立貯金Ⅰ型（水揚天引式）（愛称：みらい）
販売対象	・個人および法人（団体を含む）
期間	1年 ※ 第1回預入日から1年後（12ヶ月）の応当日を満期日として自動継続し、第1回の預入日の任意の年応当日を最終満期日とします。
預入方法	預入方法：・水揚精算代金からの定率による預入れ、および任意の窓口入金 預入金額：1円以上 預入単位：1円単位
払戻方法	最終満期日以後に一括して払い戻します
利息	適用金利：各預入時の金額、預入日から満期日の前日までの日数に応じたスーパー定期貯金・大口定期貯金の店頭表示の利率を適用します。 利払頻度：満期日以後に一括して支払います 計算方法：付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 税金：個人のお客様は20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 金利情報の入手方法：金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	-
付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱ができます
中途解約時の取扱い	・最終満期日前に解約する場合は、積立金額に応じたスーパー定期貯金・大口定期貯金の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します
貯金保険制度	保護対象：当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。
相互援助制度	・当会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、営業日の9時から17時までに当会本・支店または資金管理部資金課（Tel:092-751-2064）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク福岡苦情相談窓口（Tel:092-751-2064）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部（Tel:092-751-2064）にお問い合わせください。
紛争解決措置	苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（Tel:03-3294-9670）を通じて 弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部（Tel:092-751-2064）にお問い合わせください。 なお、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○東京弁護士会 紛争解決センター（Tel:03-3581-0031） ○第一東京弁護士会 仲裁センター（Tel:03-3595-8588） ○第二東京弁護士会 仲裁センター（Tel:03-3581-2249） また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は県相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・最終満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・普通貯金等からの自動振替による預入が条件となります。

漁協積立定期貯金Ⅱ型

商品名	漁協積立定期貯金Ⅱ型(愛称:たのしみ)
販売対象	個人および法人(団体を含む)
期間	1年 ※ 第1回預入日から1年後(12ヶ月)の応当日を満期日として自動継続し、第1回の預入日の任意の年応当日を最終満期日とします。
預入方法	預入方法: 毎月一定額を普通貯金等より自動振替、および任意の窓口入金 預入金額: 1円以上 預入単位: 1円単位
払戻方法	最終満期日以後に一括して払い戻します
利息	適用金利 : 各預入時の金額、預入日から満期日の前日までの日数に応じたスーパー定期貯金・大口定期貯金の店頭表示の利率を適用します。 利払頻度 : 満期日以後に一括して支払います 計算方法 : 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 税金 : 個人のお客様は20%(国税15%、地方税5%) ※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 金利情報の入手方法 : 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	-
付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱ができます
中途解約時の取扱い	・最終満期日前に解約する場合は、積立金額に応じたスーパー定期貯金・大口定期貯金の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します
貯金保険制度	保護対象: 当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。
相互援助制度	・当会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、営業日の9時から17時までに当会本・支店または資金管理部資金課(Tel:092-751-2064)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク福岡苦情相談窓口(Tel:092-751-2064)でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部(Tel:092-751-2064)にお問い合わせください。
紛争解決措置	苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所(Tel:03-3294-9670)を通じて 弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部(Tel:092-751-2064)にお問い合わせください。 なお、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○東京弁護士会 紛争解決センター (Tel:03-3581-0031) ○第一東京弁護士会 仲裁センター (Tel:03-3595-8588) ○第二東京弁護士会 仲裁センター (Tel:03-3581-2249) また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は県相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・最終満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・普通貯金等からの自動振替による預入が条件となります。